

別表1 内水面漁場計画（共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
内 共 第1号	北川本流	北川本流。ただし、延岡市差木野町北川の鹿小路橋の橋脚下流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	第1種 共同漁業	しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	延岡市 (北浦町、 北川町、 北方町 を除く。)	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
	北川本流及び支流	北川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線より上流の北川本流及び支流の区域とする。 ア 基点内第1号 イ 基点内第1号から249度58分に見る線が対岸と接した点（延長は総合地方卸売市場入口前の、大武川に架かる黎明橋北端） 基点内第1号の位置は次のとおり 基点内第1号 延岡市東海町151番地の辯天島南西端	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 おいかわ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで			延岡市 (北方町 を除く。)
内 共 第2号	祝子川本流及び支流	祝子川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線より上流の祝子川本流及び支流の区域とする。 ア 基点内第2号 イ 基点内第2号から40度10分に見る線が対岸と接した点（祝子川左岸水門） 基点内第2号の位置は次のとおり 基点内第2号 延岡市昭和町3丁目1730番地の3の十貫突端中央部	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	延岡市 (北浦町、 北方町 を除く。)	1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 共 第3号	五ヶ瀬川本流	五ヶ瀬川本流。ただし、次の点アと点イを結んだ線から上流の区域で、かつ、点ウと点エ及び点オをそれぞれ結んだ線から下流の区域とする。 ア 基点内第3号 イ 基点内第3号から188度39分に見る線が対岸と接した点（五ヶ瀬川右岸） ウ 基点内第2号 エ 基点内第2号から40度10分に見る線が対岸と接した点（祝子川左岸水門） オ 基点内第2号から151度16分に見る線が対岸と接した点（延長は清掃工場大煙突） 基点内第2号及び基点内第3号の位置は次のとおり 基点内第2号 延岡市昭和町3丁目1730番地の3の十貫突端中央部 基点内第3号 延岡市大武町730-2番地の標紙	第1種 共同漁業	あおりのり漁業 しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	延岡市 (北浦町、 北川町、 北方町 を除く。)	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
			第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 7月1日から 11月30日まで			1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。

別表1 内水面漁場計画（共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
内 共 第4号	五ヶ瀬川本流、支流及び派流	五ヶ瀬川本流及び派流。ただし、延岡市五ヶ瀬川及び大瀬川下流の鉄橋の橋脚上流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	第1種 共同漁業	あおり漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	延岡市 (北浦町、 北川町 を除く。) 西臼杵郡 日之影町 高千穂町 五ヶ瀬町	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
		しじみ漁業		1月1日から 12月31日まで				
		五ヶ瀬川支流。ただし、西臼杵郡高千穂町秋元川の不動ノ瀬橋の橋脚上流端の線より上流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	第5種 共同漁業	あおり漁業 (かわのり)	6月1日から 11月30日まで			
五ヶ瀬川本流、支流及び派流。ただし、次の点アと点イを結んだ線から下流の区域、さぎ島特殊堤方財水門の操作室西端と大瀬川右岸特殊堤妙田樋門の操作室西端を結んだ線から下流の区域及び西階川を除く。 ア 基点内第2号 イ 基点内第2号から151度16分に見る線が対岸と接した点（延長は清掃工場大煙突） 基点内第2号の位置は次のとおり 基点内第2号 延岡市昭和町3丁目1730番地の3の十貫突端中央部	あゆ漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで		1 敷設できるあゆやなは、6統以内とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。				
内 共 第5号	五十鈴川本流及び支流	五十鈴川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線より下流の区域を除く。 ア 基点内第4号 イ 基点内第4号から142度59分を見通す線が対岸と接した点（竹島頂上見通し） 基点内第4号の位置は次のとおり 基点内第4号 東臼杵郡門川町尾末1416番地6地先尾末神社裏船留り中州防波堤先端	第5種 共同漁業	あゆ漁業	6月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	東臼杵郡 門川町 美郷町北郷区	1 平成元年4月1日付け農林省告示第553号により公示された水域（門川漁港水域）において、船舶の航行泊地の妨げとなる行為をしてはならない。 2 あゆやなは、禁止する。 3 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
		こい漁業 うなぎ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業		1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで				
内 共 第6号	塩見川本流及び支流	塩見川本流及び支流。ただし、日向市塩見川下流の小倉ヶ浜大橋の橋脚上流端の線より下流の区域を除く。	第1種 共同漁業	はまぐり漁業	10月1日から 6月30日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	日向市 (東郷町 を除く。)	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
				しじみ漁業 あさり漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで			
			第5種 共同漁業	こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 もくずがに漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 7月1日から 11月30日まで			1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。

別表1 内水面漁場計画（共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
内 共 第7号	耳川本流	耳川本流。ただし、日向市飯谷耳川の耳川大橋の橋脚下流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	第1種共同漁業	あおりのり漁業 しじみ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	日向市（東郷町を除く。）	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
	耳川本流及び支流	耳川本流及び支流。ただし、日向市美々津大橋の橋脚上流端の線より下流の区域を除く。	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 おいかわ漁業 わかさぎ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から9月30日まで 7月1日から11月30日まで		日向市 東臼杵郡 諸塚村 椎葉村 美郷町西郷区	1 敷設できるあゆやなは、2 統以内とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 共 第8号	石並川本流及び支流	石並川本流及び支流。ただし、日向市美々津石並川下流の次の点アと点イを結んだ線より下流の区域を除く。 ア 基点内第5号 イ 基点内第5号より221度53分に見る線が対岸と接した点（美々津中学校東端見通し） 基点内第5号の位置は次のとおり 基点内第5号 日向市美々津町2764-イ号海岸擁壁天端に設置した標柱	第5種共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から9月30日まで 7月1日から11月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	日向市	1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 共 第9号	名貫川本流及び支流	名貫川本流及び支流。ただし、児湯郡都農町名貫川の鉄橋の橋脚上流端の線より下流の区域を除く。	第5種共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から9月30日まで 7月1日から11月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	児湯郡 都農町 川南町	1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 共 第10号	平田川本流及び支流	平田川本流及び支流。ただし、児湯郡川南町平田川下流の鉄橋の橋脚上流端の線より下流の区域を除く。	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 もくずがに漁業	6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 7月1日から11月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	児湯郡 川南町	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。

別表1 内水面漁場計画（共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
内 共 第11号	小丸川本流	小丸川本流。ただし、児湯郡高鍋町小丸川の高鍋大橋の橋脚下流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	第1種 共同漁業	しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	児湯郡 高鍋町	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
	小丸川本流及び支流	小丸川本流及び支流。ただし、児湯郡高鍋町小丸川下流の鉄橋の橋脚上流端の線より下流の区域を除く。	第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで		児湯郡 高鍋町 木城町 川南町 西都市 日向市 東郷町 東臼杵郡 美郷町南郷区 椎葉村	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 共 第12号	一ツ瀬川本流	一ツ瀬川本流。ただし、児湯郡新富町一ツ瀬川の一ツ瀬橋の橋脚下流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	第1種 共同漁業	しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	宮崎市 佐土原町 児湯郡 新富町	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
	一ツ瀬川本流及び支流	一ツ瀬川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線より下流の区域を除く。 ア 基点内第6号 ア 北緯32度 2分26.798秒、東経131度29分50.417秒の点 イ 児湯郡新富町大字下富田字今島4560番18の漁港原点（一ツ瀬川左岸の護岸上） イ 北緯32度 2分52.192秒、東経131度29分52.010秒の点 基点内第6号の位置は次のとおり 基点内第6号 児湯郡新富町大字下富田字二ツ立4730番2地先の九電ダム放水掲示板中央（一ツ瀬川右岸の堤防上）	第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで		宮崎市 佐土原町 児湯郡 新富町 西米良村 西都市 東臼杵郡 椎葉村	1 敷設できるあゆやなは、4統以内とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 共 第13号	石崎川本流及び支流	石崎川本流及び支流。	第5種 共同漁業	こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 もくずがに漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 7月1日から 11月30日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	宮崎市 佐土原町 西都市	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。

別表1 内水面漁場計画（共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
内 共 第14号	大淀川本流	大淀川本流。ただし、宮崎市大淀川の相生橋の橋脚下流端の線より下流の第5種共同漁業権の漁場の区域内とする。	第1種 共同漁業	しじみ漁業 ごかい漁業 しやこ漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	宮崎市 (佐土原町、 田野町、 高岡町、 清武町 を除く。)	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
	大淀川本流及び支流	大淀川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線から下流の区域を除く。 ア 基点内第7号 イ 基点内第7号から190度に見る線が対岸と接した点 基点内第7号の位置は次のとおり 基点内第7号 宮崎市高洲町1番3（大淀川左岸）に設置した標紙	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 おいかわ漁業 やまめ漁業 うぐい漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 5月1日から 2月末日まで 7月1日から 11月30日まで		宮崎市 (佐土原町、 清武町 を除く。) 都城市 小林市 東諸県郡 綾 町 国富町 西諸県郡 高原町 北諸県郡 三股町	1 敷設できるあゆやなは、6統以内とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 共 第15号	清武川本流及び支流	清武川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線から下流の区域を除く。 ア 基点内第8号 イ 基点内第8号より178度に見る線が対岸と接した点 基点内第8号の位置は次のとおり 基点内第8号 宮崎市田吉無番地郡司分区管理塩害防備保安林の中に設置した標柱	第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 7月1日から 11月30日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	宮崎市 (佐土原町、 高岡町 を除く。)	1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。

別表1 内水面漁場計画（共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
内 共 第16号	加江田川本流及び支流	加江田川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線から下流の区域及び知福川を除く。 ア 基点内第9号 イ 基点内第9号から155度27分に見る線が対岸と接した点 基点内第9号の位置は次のとおり 基点内第9号 宮崎市大字熊野1413番地に設置した標柱	第1種 共同漁業	はまぐり漁業 あさり漁業	10月1日から 6月30日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	宮崎市 (佐土原町、 田野町、 高岡町、 清武町 を除く。) 日南市 北郷町	1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
			第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 7月1日から 11月30日まで			
内 共 第17号	川内川本流及び支流	川内川本流及び支流。ただし、次の点アと点イを結んだ線から下流の区域を除く。 ア 基点内第10号 イ 基点内第11号 基点内第10号及び基点内第11号の位置は次のとおり 基点内第10号 えびの市大字亀沢字東重松地先に設置されている国土交通省の距離標杭 基点内第11号 えびの市大字岡松字妙見地先の岩	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 やまめ漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	えびの市	1 敷設できるあゆやなは、1 統とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 共 第18号	広渡川本流及び支流	広渡川本流及び支流。ただし、日南市広渡川下流の広渡大橋の橋脚上流端の線より下流の区域を除く。	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	日南市 (南郷町 を除く。)	1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 共 第19号	福島川本流及び支流	福島川本流及び支流。ただし、串間市金谷福島川下流金谷橋の橋脚の上流端の線より下流の区域、善田川下流の今町橋の橋脚の上流端の線より下流の区域及び天神川下流の新浜の護岸西端より350度30分の護岸東端とを結ぶ線より下流の区域を除く。	第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 やまめ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 3月1日から 9月30日まで 7月1日から 11月30日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	串間市	1 敷設できるあゆやなは、1 統とする。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。
内 共 第20号	本城川本流及び支流	本城川本流及び支流。	第5種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 7月1日から 11月30日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	串間市	1 あゆやなは、禁止する。 2 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。

別表1 内水面漁場計画（共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
内 共 第21号	御池	御池。	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 おいかわ漁業 わかさぎ漁業	6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	都城市 (山田町、 高城町、 高崎町、 山之口町 を除く。) 西諸県郡 高原町	—
内 共 第22号	八重 川	八重川及び津屋原沼。ただし、八重川の区域については、八重川が大淀川に合流する線から八重川上流の下八重川橋の橋梁の下流端までとする。	第1種 共同漁業	しじみ漁業 ごかい漁業 しやこ漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	宮崎市 (佐土原町、 田野町、 高岡町、 清武町 を除く。)	1 河川の維持管理その他保全のため、国及び公共団体の行う事業の施工については、これをみだりに拒んではならない。

別表1 内水面漁場計画（区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係地区	条件
内 区 第1号	児湯郡西米良村大字越野尾字下相見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 北緯32度12分34.289秒、東経131度16分45.258秒の点 イ 北緯32度12分35.199秒、東経131度16分41.592秒の点 ウ 北緯32度12分22.538秒、東経131度16分37.246秒の点 エ 北緯32度12分21.629秒、東経131度16分40.912秒の点	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	—
内 区 第2号	西都市大字中尾字戸崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 北緯32度13分29.712秒、東経131度16分28.732秒の点 イ 北緯32度13分25.822秒、東経131度16分28.983秒の点 ウ 北緯32度13分26.238秒、東経131度16分37.862秒の点 エ 北緯32度13分30.128秒、東経131度16分37.610秒の点	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	—
内 区 第3号	西都市大字中尾字小崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 北緯32度13分23.141秒、東経131度16分39.730秒の点 イ 北緯32度13分21.244秒、東経131度16分39.208秒の点 ウ 北緯32度13分19.972秒、東経131度16分45.594秒の点 エ 北緯32度13分21.869秒、東経131度16分46.117秒の点	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	—

別表1 内水面漁場計画（区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係地区	条件
内 区 第 4 号	西都市大字 中尾字戸崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 北緯32度13分18.423秒、東経131度16分54.787秒の点 イ 北緯32度13分18.598秒、東経131度16分52.505秒の点 ウ 北緯32度13分12.562秒、東経131度16分51.867秒の点 エ 北緯32度13分12.388秒、東経131度16分54.149秒の点	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	—
内 区 第 5 号	西都市大字 中尾字戸崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 北緯32度13分11.350秒、東経131度16分59.180秒の点 イ 北緯32度13分10.873秒、東経131度16分56.958秒の点 ウ 北緯32度13分 2.932秒、東経131度16分59.320秒の点 エ 北緯32度13分 3.409秒、東経131度17分 1.541秒の点	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	—
内 区 第 6 号	児湯郡西米 良村大字越 野尾字下相 見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 北緯32度12分49.168秒、東経131度16分40.517秒の点 イ 北緯32度12分41.440秒、東経131度16分40.990秒の点 ウ 北緯32度12分41.541秒、東経131度16分43.278秒の点 エ 北緯32度12分49.269秒、東経131度16分42.805秒の点	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	—

別表1 内水面漁場計画（区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	関係地区	条件
内 区 第7号	西都市大字 中尾字戸崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 北緯32度12分38.606秒、東経131度16分48.977秒の点 イ 北緯32度12分30.846秒、東経131度16分47.403秒の点 ウ 北緯32度12分30.295秒、東経131度16分51.166秒の点 エ 北緯32度12分38.054秒、東経131度16分52.740秒の点	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	—
内 区 第8号	児湯郡西米 良村大字越 野尾字下相 見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 北緯32度12分15.835秒、東経131度16分12.876秒の点 イ 北緯32度12分13.927秒、東経131度16分13.342秒の点 ウ 北緯32度12分15.833秒、東経131度16分24.124秒の点 エ 北緯32度12分17.740秒、東経131度16分23.657秒の点	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	児湯郡 西米良村 西都市	—